設置目的

私たち個々の議員や議会は、市民生活の向上という究極の目的のもとに活動しています。議会 基本条例は、その議会機能強化のため、議会のルールを自ら定めることで、議会のあり方、討論 など、議会運営の体系化、総合化を図ろうとする強力なテコとなります。住民と歩む議会、議員同 士が討論する議会、首長ら執行機関と切磋琢磨する議会への変貌、ひいては市民の豊かで幸せ な暮らしを築くために大いに貢献することは間違いありません。

このようなことから、議会基本条例を策定するため、特別委員会で審議していくこととなりました。

● 議会基本条例策定特別委員会委員

委員長 大塚 弘史 副委員長 後藤 敦志 委 員 山宮留美子 委 員 深沢 幸子 員 山形 金也 委 委 員 後藤 光秀 委 員 滝沢 健一 委 員 坂本 隆司 委 員 伊藤 悦子 委 員 糸賀 淳 委 員 椎塚 俊裕 委 員 横田 美博 委 員 油原 信義 員 大竹 昇 委 委 員 後藤 敦志 委 員 寺田 寿夫 委 員 鴻巣 義則 委 員 近藤 博 委 員 川北 嗣夫 委 員 桜井 昭洋 委 員 大野誠一郎